

宅地造成等規制法、施行令及び施行規則一覽

<p>宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)</p>	<p>宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)</p>	<p>宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)</p>
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>		
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第一条 この政令(第三条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。</p> <p>2 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に對し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。</p> <p>3 崖面の水平面に對する角度を崖の勾配とする。</p> <p>4 小段等によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に對し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとなす。</p> <p>5 擁壁の前面の下端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分)をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に對する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。</p>	
<p>一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。</p>	<p>(公共の用に供する施設)</p> <p>第二条 宅地造成等規制法(以下「法」という。)第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で国土交通省令で定めるものとする。</p>	<p>(公共の用に供する施設)</p> <p>第一条 宅地造成等規制法施行令(以下「令」という。)</p> <p>第二条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。</p>
<p>二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。)をいう。</p>	<p>(宅地造成)</p> <p>第三条 法第二条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さ一メートルを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さ一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした</p>	

<p>4 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。</p> <p>2 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。</p>	<p>第二章 宅地造成工事規制区域</p> <p>第三條 (宅地造成工事規制区域) 第三條 都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「特例市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長(特別区の長を含む。以下同じ。))の意見を聴いて成すために必要があると認めるときは、関係市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。))の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地とならうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。</p>	<p>三 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。</p> <p>四 設計 その者の責任において、設計図書(宅地造成に関する工事を実施するために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書をいう。</p> <p>五 造成主 宅地造成に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。</p> <p>六 工事施行者 宅地造成に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。</p> <p>七 造成宅地 宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。</p>
		<p>四 土地の部分に高さか二メートルを超える崖を生ずることとなるもの 前三号のいづれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの</p>
	<p>第二條 (宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定等の公示) 第二條 宅地造成等規制法(以下「法」という。))第三條第三項(法第二十條第三項において準用する場合を含む。))の規定による公示は、次の各号の一以上により宅地造成工事規制区域又は造成宅地防災区域を明示して、都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市(以下「特例市」という。))の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の公報に掲載して行うものとする。</p> <p>一 市町村(特別区を含む。)、大字、字、小字及び地番</p> <p>二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向</p> <p>三 平面図</p>	

ずる。

第四条 (測量又は調査のための土地の立入り)
都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、宅地造成工事規制区域の指定のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要がある場合には、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることが出来る。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨をその土地の占有者に立入りがなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第五条 (障害物の伐除及び土地の試掘等)

前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。

この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは、障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得

<p>第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制</p> <p>第八条 (宅地造成に関する工事の許可) 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条</p>	<p>3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。</p>	<p>2 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者が協議しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。</p>	<p>第六条 (証明書等の携帯) 第四条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>2 前条第一項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。</p> <p>3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。</p>	<p>ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合において、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>
	<p>第二十条 法第七条第三項(法第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定により土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。</p>			
<p>第四条 (宅地造成に関する工事の許可の申請) 法第八条第一項本文の許可を受けようとする者は、別記様式第二の許可申請書の正本及び副本に、次の表に掲げる図面を添付して、都道府県知事(指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。以下同じ。)に提出しなければならない。</p>	<p>第三条 令第二十条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一とする。</p>			

第九條 (宅地造成に關する工事の技術的基準等)
 第九條 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地

2 都道府県知事は、前項本文の許可の申請に係る宅地造成に關する工事の計画が次條の規定に適合しないことを認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項本文の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

第四條 (擁壁、排水施設その他の施設)
 第四條 法第九條第一項(法第十二條第三項において準

2 前項の場合において、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置しようとする者は、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を提出しなければならない。

3 第一項の場合において、令第六條第一項第一号口の崖面を擁壁で覆わない者は、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならない。

(法第八條第一項又は第十二條第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)
 第三十條 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第六條第一項(同法第八十八條第一項又は第二項において準用する場合を含む。)又は第六條の二第一項(同法第八十八條第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第八條第一項又は第十二條第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水路の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	五十分の一以上	示すことに要しない。
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水路の位置及び寸法	五十分の一以上	

造成に関する工事は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他の宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ。

用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留とする。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第五条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をする場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。

二 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

三 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

四 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように段切りその他の措置を講ずること。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第六条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土（第三条第四号の切土又は盛土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面又は盛土を除く崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するもの崖面

(1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの

(2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）

- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のもとのとすること。
- 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

第七條 (鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によつて次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならぬ。

- 一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。
- 二 土圧等によつて擁壁が転倒しないこと。
- 三 土圧等によつて擁壁の基礎が滑らないこと。
- 四 土圧等によつて擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等によつて擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によつて擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。
- ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によつて基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十條(表一を除く。)、第九十一條、第九十三條及び第九十四條中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値を、ただし、その地盤の土質に応じて別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

第八條 (練積み造の擁壁の構造)
第六條の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第一条第五項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏詰めすること。

三 前二号に定めるところによつても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五(その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十(その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)
第九條 第六條の規定による擁壁については、建築基準法施行令第三十六條の二から第三十九條まで、第五十二條(第三項を除く。)、第七十二條から第七十五條まで及び第七十九條の規定を準用する。

第十條 (擁壁の水抜穴)

第六條の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要

要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第六条の規定によるものを除く。)については、建築基準法施行令第四十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

第十二条 法第九条第一項の政令で定める技術的助言)

(崖面について講ずる措置に関する技術的助言)
うち崖面について講ずる措置に関するものは、切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる崖面(擁壁で覆われた崖面を除く。)が風化その他の侵食から保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

第十三条 法第九条第一項の政令で定める技術的基準)

うち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合において、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。

イ 管渠の始まる箇所
ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所

ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所

五 ます又はマンホールに、ふたが設けられているも

のであること。
溜めが設けられているものであること。

第十四条 (特殊の材料又は構法による擁壁)
及び第七条から第十条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は適用しない。

(擁壁認定の基準)

第五条 国土交通大臣は、令第六条第一項第二号及び第七條から第十條までの規定によらない擁壁であつて、構造材料、構造方法、製造工程管理その他の事項について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、令第十四條の規定に基づき、令第六条第一項第二号及び第七條から第十條までの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものとする。
2 前項の場合において、擁壁がプレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造されるものであり、かつ、当該部材が、製造工程管理が適切に行われていることについて認証を受けた工場において製造されたものである場合においては、当該擁壁については、同項の国土交通大臣の定める基準のうち製造工程管理に係る部分に適合しているものとみなす。

(認証)

第六条 前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第八条から第十條までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。
2 認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。
一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 申請に係る工場の名称及び所在地
三 その他登録認証機関が必要と認める事項

(認証の更新)

第七条 認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間（以下「有効期間」という。）ごとに、その更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2 前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(登録)

第八条 第六条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。
2 登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 認証事務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
 - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - 四 登録申請者の行う認証が第十条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
 - 五 その他参考となる事項を記載した書類

(欠格条項)

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十九条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつて、認証事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録要件等)

- 第十条 国土交通大臣は、第八条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る工場の製造工程管理の状況を把握するための調査を行うものであること。
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授、助教授、講師若しくは助手の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
 - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であつた者で、プレキャスト鉄筋コンクリート部材によつて築造される擁壁の構造に関する専門的知識を有する者
 - ハ 建築又は土木に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二 前号の調査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によつて構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

イ 学校教育法による大学において建築学若しくは土木工学に属する科目の教授若しくは助教の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築学若しくは土木工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ 前号ロ又はハに該当する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名

三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地

四 認証事務を開始する年月日

(登録の更新)

第十一条 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(認証事務の実施に係る義務)

第十二条 登録認証機関は、公正に、かつ、第十条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一 特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二 認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（以下「認証基準」という。）を定めること。

三 認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

四 認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。

五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないとき。

ロ 不正の手段により認証を受けたとき。

六 第十条第一項第一号の調査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定若しくは変更を行おうとする日の二

七 週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。
八 認証、認証の更新又は認証の取消し（以下この号において「認証等」という。）を行つたときは、その旨（認証の取消しにあつては、その理由を含む。）を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。
八 認証事務によつて知り得た秘密の保持を行うこと。

（登録事項の変更の届出）

第十三条 登録認証機関は、第十条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
一 変更しようとする事項
二 変更しようとする年月日
三 変更しようとする理由

（認証事務規程）

第十四条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一 認証事務の時間及び休日に関する事項
二 認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項
三 認証の申請に関する事項
四 認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項
五 認証基準に関する事項
六 認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項
七 不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項
八 認証証明書の交付及び再交付に関する事項
九 認証の有効期間その他認証の更新に関する事項
十 認証の取消しに関する事項
十一 第二十条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項
十二 認証事務に関する秘密の保持に関する事項
十三 認証事務に関する公正の確保に関する事項
十四 その他認証事務に関し必要な事項

（認証事務の休廃止）

第十五条 登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

第十六条 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代

えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物（第二十条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）
 第十七条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十条第一

項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十八条 国土交通大臣は、登録認証機関が第十二条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条 国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき
- 二 第十三条から第十五条まで、第十六条第一項又は次条の規定に違反したとき
- 三 正当な理由がないのに第十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき
- 五 第二十一条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 六 不正の手段により登録を受けたとき

(帳簿の記載等)

第二十条 登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 認証の申請を受け付けた年月日
- 二 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 認証の申請に係る工場の名称及び所在地
- 四 認証の申請に係る工場について第十条第一項第一号の調査を行った年月日及び当該調査を行った者の氏名
- 五 認証の申請に係る工場について認証をすることがどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第十条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名
- 六 認証を受けた工場にあつては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿へ記載に代えることができる。
- 三 登録認証機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。)を、認証事務の全部を廃止するまで

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち、政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならぬ。）

第十六条 法第九条第二項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次の各号に掲げるものとする。

（規則への委任）
第十五条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）、又は同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市の長。次項及び第二十二條において同じ。）は、都道府県（指定都市、中核市又は特例市の区域内の土地については、それぞれ指定都市、中核市又は特例市。次項において同じ。）の規則で、災害の防止上支障がないと認められる土地において第六條の規定による擁壁の設置に代えて他の措置をとることを定めることができる。
2 都道府県知事は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、この章の規定のみによつては宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認める場合においては、都道府県の規則で、この章に規定する技術的基準を強化し、又は必要な技術的基準を付加することができる。

4 保存しなければならない。
登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日（認証をしなかつたときは、第一項第五号に規定する日）から二年間保存しなければならない。
一 認証の申請書及び添付書類
二 認証の判定とその結果に関する書類
（報告の徴収）
第二十一条 国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。
（公示）
第二十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 登録をしたとき又は第十一条第一項の登録の更新をしたとき。
二 第十三条の規定による届出があつたとき。
三 第十五条の規定による届出があつたとき。
四 第十九条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

<p>(許可又は不許可の通知) 第十條 都道府県知事は、第八條第一項本文の許可の申請があつた場合においては、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。</p>	
	<p>(設計者の資格) 第十七條 法第九條第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。 二 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。 五 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者であること。
	<p>(設計者の資格) 第二十三條 令第十七條第五号の規定により、国土交通大臣が同条第一号から第四号までの規定に掲げる者とは、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九條第一号トに規定する講習を修了した者 二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第十七條第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認められた者

<p>2 前項の処分をするには、文書をもつて当該申請者に通知しなければならない。</p>	<p>(国又は都道府県の特例) 第十一条 国又は都道府県(指定都市、中核市又は特例市の区域内においては、それぞれ指定都市、中核市又は特例市を含む。以下この条において同じ。)が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、国又は都道府県と都道府県知事との協議が成立することをもつて第八条第一項本文の許可があつたものとみなす。</p>	<p>(変更の許可等) 第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 第八条第一項本文の許可を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 3 第八条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、第一項の許可について準用する。 4 第一項又は第二項の場合における次条の規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第八条第一項本文の許可の内容とみなす。</p>	<p>(工事完了の検査) 第十三条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その工事が第九条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならない。 2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。</p>	<p>(監督処分) 第十四条 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。 2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において</p>
<p>(許可通知書の様式) 第二十四条 法第十条第二項の許可の処分は、第四条第一項の申請書の副本の許可通知欄に所要の記載をしたものによつて行うものとする。</p>		<p>(変更の許可の申請) 第二十五条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、第四条の表に掲げる図面のうち宅地造成に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一 変更に係る事項 二 変更の理由 三 宅地造成に関する工事の許可番号</p> <p>(軽微な変更) 第二十六条 法第十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 一 造成本、設計者又は工事施行者の変更 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p>	<p>(工事完了の検査の申請) 第二十七条 法第十三条第一項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(検査済証の様式) 第二十八条 法第十三条第二項の様式は、別記様式第四とする。</p>	

<p>第十五条 宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があつた日から二十一日以内に、国土交通省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならぬ。</p>	<p>5 都道府県知事は、第二項又は第三項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくその措置をとることを命ずべき者が著知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置をとるべき旨及びその期限までにその措置をとらないときは、都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者がその措置を行ふべき旨をあらかじめ公告しなければならぬ。</p>	<p>3 都道府県知事は、第八條第一項若しくは第十二條第一項の規定に違反して第八條第一項本文若しくは第九條第一項の規定に適合しないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事の付与を行わないで、同項に規定する者に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができ、この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。</p>
	<p>（公告の方法） 第二十一条 法第十四條第五項（法第十七條第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段による公告を行つた日から十日間、当該宅地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。</p>	
<p>（工事等の届出の方法） 第二十九條 法第十五條の規定による届出は、別記様式第五から第七までに掲げる届出書を提出してしなければならない。</p>		

<p>2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不十分な工事その他の行為によつて前項の災害の発生を著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者がその行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項に</p>	<p>第十七条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合において、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。</p>	<p>第十六条 宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）以下次項、次条第一項及び第二十四条において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならない。</p>	<p>2 宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>
			<p>第十八条 法第十五条第二項の政令で定める工事は、高さ二メートルを超える擁壁、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。</p>

<p>2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるもの発生のおそれが大いの一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含む。宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他の前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定</p>	<p>（報告の徴取）</p> <p>第十九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。</p>	<p>（立入検査）</p> <p>第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。</p> <p>2 第六条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第二十一条 法第十四条第五項（法第十七条第三項及び第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、公報その他所定の手段により行うほか、当該公報その他所定の手段による公告を行つた日から十日間、当該宅地の付近の適当な場所に掲示して行わなければならない。</p>
<p>第四章 造成宅地防災区域</p> <p>第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるもの発生のおそれが大いの一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含む。宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。</p> <p>第十九条 法第二十条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域に附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。以下この条において同じ。）の区域であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する一団の造成宅地の区域（盛土をした土地の区域に限る。次項第三号において同じ。）であつて、安定計算によつて、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を上回ることを確かめられたもの</p>	<p>（報告の徴取）</p> <p>第二十二條 法第十九條の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 宅地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況</p> <p>二 擁壁、排水施設及び地滑り防止ぐい等の構造、規模その他の現況</p> <p>三 宅地に関する工事の計画及び施行状況</p>		

<p>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置</p> <p>第二十一条 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者は、前条第一項の災害が生じないよう、その造成宅地について擁壁等の設置又は改造その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地について、前条第一項の災害の防止のため必要があると認められる場合においては、その造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、擁壁等の設置又は改造その他同項の災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。</p>	<p>3 第三條第二項から第四項まで及び第四條から第七條までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。</p> <p>の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。</p>
	<p>イ 盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をしたことにより、当該盛土をした土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に浸入しているもの</p> <p>ロ 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの</p> <p>二 切土又は盛土をした後の地盤の滑動、宅地造成に關する工事により設置された擁壁の沈下、切土又は盛土をした土地の部分に生じた崖の崩落その他これらに類する事象が生じている一団の造成宅地の区域前項第一号の計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 地震力については、当該盛土の自重に、水平震度として〇・二五に建築基準法施行令第八十八條第一項に規定するZの数値を乗じて得た数値を乗じて得た数値</p> <p>二 自重については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量を用いて計算された数値を用いることができる。</p> <p>三 盛土の滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗について、イ又はロに掲げる一団の造成宅地の区域の区分に応じ、当該イ又はロに定める滑り面に対する抵抗力であつて、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。</p> <p>イ 前項第一号イに該当する一団の造成宅地の区域その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、複数の円弧又は直線によつて構成されるもの</p> <p>ロ 前項第一号ロに該当する一団の造成宅地の区域その盛土の形状及び土質から想定される滑り面であつて、単一の円弧によつて構成されるもの</p>

<p>第二十六条 (政令への委任) この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施の</p>	<p>第二十五条 (権限の委任) この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</p>	<p>第二十四条 (市町村長の意見の申出) 市町村長は、宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成に伴う災害の防止に関し、都道府県知事に意見を申し出ることができる。</p>	<p>第二十三条 (準用) 第十八条の規定は都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が前条第一項又は第二項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第十九条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。</p>	<p>(改善命令) 第二十二條 都道府県知事は、造成宅地防災区域内の造成宅地で、第二十条第一項の災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、同項の災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合において、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。 2 前項の場合において、同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「造成宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に關する不完全な工事その他の行為によつて第二十条第一項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該造成宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。 3 第十四条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。</p>

ため必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第二十七条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五条第一項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行った者

三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主

四 第九条第一項の規定に違反して宅地造成に関する工事が施行された場合における当該宅地造成に関する工事の設計をした者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行したときは、当該工事施行者）

五 第十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十七条第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定による都道府県知事の命令に違反した者

七 第十八条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項後段の規定による都道府県知事の命令に違反した者

二 第十九条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十一条 第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

--	--	--	--	--	--

